



令和 6 年度

学校いじめ防止基本方針

本方針は、人権尊重の理念に基づき、恵曇小学校の全ての子どもが「明るく楽しい充実した学校生活」を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものです。

この基本方針は以下の構成となっています。

- 1 いじめの定義といじめに対する恵曇小学校の基本方針
- 2 未然防止のための行動計画（年間計画）
- 3 早期発見のための行動計画
- 4 いじめが発見された場合の行動計画

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

2 上記の定義に基づき、いじめ防止に向けて以下の基本姿勢を全教職員で共有します。

- ① いじめの兆候や発生を見逃さない雰囲気づくりに努めます。
- ② 子ども一人一人を細やかに見つめ、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- ③ 子どもをいじめに向かわせない未然防止に取り組む体制を全教職員で共有します。
- ④ いじめの早期解決のために、関係する子どもの安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたります。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、防止のための取組や発生の際の解決にあたります。



鹿島ふれあい学園
松江市立恵曇小学校